

令和5年度鶴岡市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

1 法第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率について

(単位: %)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.45	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.45	30.00
実質公債費比率	7.4	6.7	25.0	35.0
将来負担比率	43.2	40.8	350.0	

2 法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について

(単位: %)

公営企業会計	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.00
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計			
公共下水道事業	—	—	
集落排水事業	—	—	
浄化槽事業	—	—	

令和5年度決算における財政健全化判断比率等の会計区分

区分	会 計 名 等			健全化判断比率			
一般会計等 (普通会計)	一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	普通会計に属する特別会計	休日夜間診療所特別会計					
		墓園事業特別会計					
特別会計等	公営企業会計	法適	病院事業会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
			水道事業会計				
			下水道事業会計				
			公共下水道事業				
			集落排水事業				
			浄化槽事業				
	上記以外の特別会計		国民健康保険特別会計				
			介護保険特別会計				
			後期高齢者医療保険特別会計				
	一部事務組合・広域連合	公営企業会計	法非適				
庄内広域行政組合 (庄内食肉流通センター特別会計)							
上記以外の一部事務組合等		山形県消防補償等組合					
		山形県自治会館管理組合					
		山形県市町村職員退職手当組合					
		庄内広域行政組合 (普通会計)					
		庄内広域行政組合 (庄内地方拠点都市地域事業特別会計)					
		山形県後期高齢者医療広域連合					
第三セクター・地方公社	損失補償又は債務保証を付している法人等	鶴岡市開発公社					